

Title	Li-yuの位置の補正
Sub Title	
Author	梅原, 末治(Umehara, Sueji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.3 (1932. 10) ,p.134(462)- 134(462)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19321000-0134

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

府の御天守番に召還へされたとあるから、寛永十九年には江戸に居つた筈であるから、關孝和が十九年に藤岡で生れたとしては、疑はしくなる。是に於て訂正をも必要とする。故に川北翁は其事に氣附いた爲めに、藤岡生れと云ふ方を其儘に存置し、父が御天守番になつた十六年よりも以前の十四年と云ふ年代を作爲したのではないかと思ふ。十九年說が作爲であるならば、十四年說も亦今云ふ如き事情で作爲されても宜いであらう。十九年說も十四年說も共に信を措き難いのは、こう云ふ理由に據るのである。

川北翁が大正五年に私と大谷亮吉氏とに語られた所の、

關孝和生誕に關する事項は、實際の告白であつたと確信す

る。勿論、翁の談話だけでは確信する譯には行かないけれども、上記の「數學史料」の記載様式と云ひ、又實際に其記載が我等の見得たる初見である事などから考へて、遂に今説く如き結論に到達するのである。

斯くして關孝和傳の一節は、其史料に根據のないものである事が認められたのであるが、之に就ては最近に蘆田伊人氏から「數學史料」を借覽した事と、高井計之助氏から「數學協會雜誌」の附錄ではないかとの注意を惠まれ、且つ實地に同雑誌を披見して此研究を成就し得た事を特に感謝する。

昭和七年八月十九日識るす。

Li-yü の位 置 の 補 正

一九二三年に一群の銅器を出して、それが所謂秦銅器研究の機縁となつた Li-yü の位置に就いては、尙に本誌に掲載を請ふた「所謂秦銅器に就いて」なる文(第十一卷第三號)に山西省の歸化城の北百里と記して置いたが、先頃それの誤つてゐることを氣付いた。あの文を書いた當時將來者故ワニエック氏の手記が見當らなかつたので、それは以前の記憶に依つたのであるが、後に記録が出て來たから讀んで見ると、同じ山西ながら歸化城とは餘程方角が違つてゐた。さうして同學の森鹿三君が好意を以て取調べて呉れられた結果、同地は大同府の東南に當る渾源州の附近で、それから西南約十五里の李峪村であるとの分明したのは同君に向つて深く感謝する處である。その地理上の位置のなほ詳しい事は近く東方文化學院京都研究所から出版する『所謂秦銅器の研究』に説く豫定であるが、不敢取右の點だけ訂正を加へて置く。(梅原末治)